**鹿角市テレワーカー活躍促進事業業務委託基本仕様書**

**１．委託業務名**

　　鹿角市テレワーカー活躍促進事業

**２．事業目的**

女性や若者の多様な働き方による就労選択肢の拡大を支援するため、テレワークの普及や学び直しの機会の提供による再就職や起業・創業を促進し、女性や若者が活躍する社会の構築を通して地域経済を活性化させることを目的とする。

**３．委託期間**

　　契約締結日の翌日から令和８年 ３月６日（金曜日）まで

**４．実施主体**

　　事業の実施主体は鹿角市とし、事業の目的を十分に理解し、業務を適切に実施できると認めら

れるものに委託して実施する。

**５．業務履行場所**

　　鹿角市内において、受注者が企画提案書において提案した内容を基本とする。

**６．委託金額（上限額）**

　３，２０７，０００円

**７．事業内容**

　　鹿角市テレワーカー活躍促進事業の実施に関し、以下の（１）から（６）を行う。

　（１）テレワーク普及啓発セミナーの開催

テレワークに関心のある市民に向けて、テレワーク（在宅勤務／在宅就業）の内容や実例の紹介など基礎的な知識を得ることができる普及啓発セミナーを実施する。

※セミナーは１回以上開催する。

※当日参加できない方向けに、ＳＮＳによりセミナーの録画配信等を行う。

　（２）集合研修の開催

上記「２．事業目的」が達成されるような知識・技術習得のための集合研修を開催する。

※集合研修メニューは２講座以上とし、１講座あたり３回以上実施する。

※原則、現地で講師による研修を実施する。

※市保有のノートパソコンは１０台使用可能。

　（３）就業機会の提供

　　　研修会参加者のうち希望する者に対し、業務のあっせん等就業機会を提供する。

（４）事業の広報等

　　　参加者募集において効果的な広報を行う。（ＳＮＳ、フライヤー等）

（５）事業参加者へのフォロー

　現地サポート及び電話やメール等により、事業参加者の疑問等に細やかに対応する。

（６）報告書の作成

　　　上記業務に関する記録をとりまとめ、報告書を作成する。

**８．成果品の提出**

　　７の（６）に規定する報告書３部及びその電子データ一式を、鹿角市役所産業活力課に提出す　る。

**９．業務実施にあたっての留意事項**

　（１）法令等の遵守

　　　受注者は、最低賃金法、労働基準法、職業安定法及びその他労働関係諸法令を遵守すること。

　（２）個人情報保護及び守秘義務

　　　受注者は、業務の遂行にあたり次の対策を実施すること。

　　　ア　個人情報の保護

　　　　　個人情報の保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律、鹿角市情報セキュリティポリシー及び関係法令を遵守して取り扱う責務を負い、個人情報の漏洩、紛失、き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

　　　イ　目的外使用の禁止及び第三者への提供の禁止

　　　　　発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目

的のために使用し、又は本人・家族等の同意なく第三者に提供してはならない。

　　　ウ　事業従事者への教育の実施

　　　　　 受注者は、業務従事者に対して個人情報の保護に関する法律の罰則規定を周知し、在職中及び退職後において、業務による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護のために必要な教育を行い、これらの事項を遵守させなければならいない。

　　　エ　定期的な報告

　　　　　受注者は、個人情報保護のために必要な教育の実施状況及び個人情報について、発注者

の指示に従い、報告しなければならない。

　　　オ　事故発生時の報告

　　　　　個人情報の漏洩、滅失、き損、紛失、改ざん等の事故が生じたときは、直ちに発注者に

通知し、その指示に従い、遅延なく書面で報告しなければならない。

　　　カ　損害の負担

　受注者は、個人情報の保護に関する法律、鹿角市セキュリティポリシー及び関係法令に 違反した場合は生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、すべての責う。

　　（３）関係機関との連携

　　　　受注者は、事業を実施するにあたり、鹿角市産業活力課と連携を図りながら、事業を遂行

するものとする。

　　（４）再委託等の禁止

　　　　受注者は発注者の承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この

契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に継承させてはならな

い。

　　（５）その他

　　　　本業務を履行するに当たり、本仕様書に記載されていない事項、又は業務遂行上で疑義が

生じた場合は、速やかに受注者と発注者とで協議し、その指示を受けること。

**１０．委託金額の確定等**

　　委託料の確定は、本業務の実施に要した実支出額と委託契約金額（限度額）のいずれか低い額

とする。なお、受注者は、委託業務に係る収支の状況を、他の業務と明確に区別して記録し、関

係書類と併せて、年度完了後５年間保管するものとする。

**１１．その他**

　　本業務を履行するに当たり、本基本仕様書に記載されていない事項、又は業務遂行上で疑義が

生じた場合は、速やかに受注者と協議し、その指示を受けること。